

# 弊社 G が「顧問税理士」になる御社のメリット

アアクス堂上税理士事務所

令和 5 年 7 月 10 日

## 目 次

第 1 税務コンサルティングの特徴	第 1 ページ
1. 財務改善（キャッシュフロー系）	
2. 報酬規程（インターネット完結型「決算申告代理」サービス系）	
3. 節税等（税節減と社保節約）	
4. 社保法令（社会保険）	
第 2 事務所 G の経歴	第 3 ページ
1. 事務所 G の特色（クラウド会計による経理コスト人件費等▲80%削減）	
2. 家族信託の薦め（最新相続対策ノウハウ提供）	
3. 税務会計（中国対応等）	
第 3 事務所体制（概要）	第 5 ページ
1. 代表税理士 堂上孝生の経歴	
2. 代表理事 薛梅セツバイの職務	
3. アアクス堂上税理士事務所（どうがみ）	
4. アアクスグループ株式会社	
備考：（お断り）土業専管法制	第 6 ページ

## （本 文）

### 第 1 税務コンサルティングの特徴

#### 1. 財務改善

社長家族と会社を一体とみなした「財務改善」コンサルを実施します。

その効果は、確実に「戴く報酬」より遥かに高額な「出費減」になります。

その手法は「公租公課の最適化」による効果ですが、契約時に事前に開示します。

※ 例えば毎年30~200万円超の「出費節減の手法」を紹介します（法令は完全順守します）

- (1) ● 決算申告.top/ = <http://決算申告.top/>  
● 丸投げ経理.top/ = <http://丸投げ経理.top/>
- (2) ● 節税.top/ = <http://節税.top/>
- (3) ● 社保.jp/ = <http://社保.jp/>

## 2. 報酬規程 → ● <http://etax.tokyo/>

- (1) 報酬規程は上記 HP 公開します（弊社は自己評価乍ら「格安」と表現しています）。
- (2) 契約書は「ひな型」により報酬同様に HP 公開します。
- (3) 報酬の支払時期は、各事業年度の決算期末です（申出による返金保証をしています）
  - (ア) 但し初回のみ、契約時に「会員登録費用」を戴きます。
  - (イ) 「会員登録」は、まず概算課金とし、報酬見積額（法人税+消費税）とします。
  - (ウ) 「会員登録」の概算額は、その期の決算時に精算させて戴きます。

## 3. 節税等 → ● 節税.top/ = <http://節税.top/>

会社と社長一族を一体とみなした節税を対策します。

- (1) 報酬（成果の初年度10%、次年度5%を原則とします）
  - (ア) 事前に見積メリットを事前算出した個別内容を添付した契約を打診します。
  - (イ) 課金時期は見積メリットの打診時期とします（分割払は可能です）
  - (ウ) 見積メリット報酬額は毎年相談に応じます。
- (2) 適法でないと証明された場合は全額を返金します。
  - (エ) 遡及は法令により「否認」された時期に遡ります。

## 4. 社保法令 → ● 社保.jp = <http://社保.jp/>

その課金は上記 HP に PDF「健保・社保の料率一覧表」を掲載しています。

上記 PDF と合せて、以下(1)(2)項目の法規を眺めていると、色々な「節約」が工夫できます。

- (1) 給与（労基法11条参照）
  - (ア) 会社が労働者に支払う「給与」に対して社会保険が課されます。
  - (イ) 労務以外の支給に社会保険は掛りません

※ 給与とは費目に関らず「労務」への対償です

## (2) 社保の最適化（戦略）

社会保険料の徴収（仕組み）

（ア）健保 12%弱・厚年保険 18%強が概算規定です（合計 30%）

（イ）月次給与額について

A) 健保は、月 135.5 万以上は定率 12%弱

B) 厚生年金保険は、月 66.5 万円以上の給与についても定率 18%強

（ウ）賞与支給額について

★賞与の保険料額＝標準賞与額（千円未満切捨）×保険料率

※ 保険料率とは、健保部分には 12%弱、厚年部分には 18%強

※ 賞与とは、年 3 回以下の臨時支給をいう。

※ 負担は事業主と労働者（届出に基く社長を含む）の折半負担

★標準賞与額「上限」は、

健康保険は年間 573 万円(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの累計額)。

★厚生年金保険（子ども・子育て拠出金を含む）「上限」は、月間 150 万円。

備考：子ども・子育て拠出金（事業主のみ負担）

= (厚生年金保険の標準報酬月額+標準賞与額) × 拠出金率 (0.36%)

（解 説）

賞与支給額に関して、

A) 健康保険上限は年間 573 万円（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの累計）

※ 健保は年 573 万超の部分の賞与額は、保険料（健保）を徴収しない。

※ 保険料率は、健保には 12%弱・厚年保険には 18%強を適用する。

B) 厚生年金保険上限は月間 150 万円を標準賞与額の上限とみなします。

※ 厚年は月 150 万円超の部分の賞与額は、保険料(厚年)を徴収しない。

## 第 2 事務所 G の経歴

### 1. 事務所 G の特色

(1) 税務会計

クラウド会計ソフト（割安な freee 社製）を使った法人・個人事業主向けの確定申告代理業をメインの業務と位置づけ、小規模企業 2,000 社の顧問税理士を拝命し、安定した業績を挙げています。

(2) 相続支援→  相続.tokyo/ = <http://相続.tokyo/>

(ア) 相続申告代理

MJS ミロク会計総合システムフル装備の機械装置を装備して、相続税および贈与税に対処しています。

(イ) 遺産分割協議書（企画策定代理）

我が家に限ってないと云われる「争族」は、親族愛より人間の自己愛の方が強いお国柄です。生前の被相続人の所有財産について、事前の遺産分割合意を支援しています。なお、遺産分割協議書は法律文書ですので、税理士兼行政書士でないと、適法な対処は難しいですが、「問題は起こらない」ものとして遺産分割協議書の委託をされる方が多いです。

2. 家族信託の薦め→  家族内申告.Com/ = <http://家族内申告.com/>

会社は生き物なので被相続人の死亡で「銀行預金」が凍結されると、事業運営が滞ります。遺産は死ぬまで自分の手元で管理し、死亡により、事前に会社経営者を指名した遺産管理協議書をお薦めします。

なお会社は、死後できれば「一般社団法人」または「一般財団法人」にして、遺族がその法人理事長又は理事として、支給される「給与」で安泰な生活保障を企てて置くと死後も感謝されます。

ぜひ「家族信託」制度を用いた、或いは一部「非課税法人」も見込める可能性のある「家族信託」契約の研究をお薦めします。弊社代表堂上孝生は家族信託普及協会所属の家族信託専門士の正会員です。また、日本相続士協会の上級相続士として正会員でもあり、周辺土業の協力が必須の相続問題の解決にも強い人的チャンネルを持っています。

3. 税務会計（中国語対応等）

(ア) 中国華僑会社へのサービス

数名の中国人の事務員を擁し、数百社の小規模な華僑会社の税務会計代行及び記帳代行業を承っています。規模及び経験において多分、東京 No.1 を誇っていますが余り目立つことは望んでいません。

(イ) 小規模な起業家への税務会計支援

事務所は元々、独立系で自社営業による顧問先ばかりです。現在は free 社の経営パートナーを拜命させて戴いて、新規顧客の多くは、free ソフト内で「招待税理士」と呼ばれる free 内システムからの紹介です。

客筋から、弊社は①「会計ソフト」操作支援、②「経理帳簿」検査、③「節税等」決算事前のアドバイス等が、客先満足度を支えています。

(ウ) VISA 査証申請代行→  <http://visa2.jp/>

中国人向け会社設立支援、経営管理ビザの申請代行業を主な業務にしています。

🌐 海外進出.Jp → <http://海外進出.jp/> と合わせ、詳細は HP を参照ください。

#### (エ) 小規模会社への特化志向

代表税理士堂上孝生の経歴から、多様な税務及び管理に長けて器用に事務処理をこなしますが、会社経営の合理性の観点から、現在は会社と個人事業主向けの「小規模会社の決算申告」支援に注力しています。

### 第3 事務所体制（概要）

アアクス堂上税理士事務所は、現在 15 人体制（うち税理士は 2 名、社会保険労務士 1 名、行政書士 1 名）で運営しています。

将来的には、クラウド会計の「何時でも、何処でも、誰でも暗証番号で」、各々顧問先の会計ファイルにアクセスする「インターネット完結型・決算申告代行」サービスを小規模会社 1 万社に向け展開したい妄想を持っています。

そのため、人間的にも事務所機密に係る法整備を十二分に整えたうえで、徐々にフランチャイズ制を基本にした「在宅勤務者」の増員に向かい、規模に見合った要員の勤務上の満足を得て、体制上の満足に向かいたいです。

#### 1. 代表税理士堂上孝生の経歴

日本 IBM 本社及び日本テクニコン本社（いずれも米国上場会社）で合計 13 年余りの勤務を経て、1980 年 11 月 27 日に税理士登録をして独立開業し現在に至っています。詳細は 🌐 税理士.tokyo/ に掲載しています。

#### 2. 代表理事薛梅セツバイの職務

中国大連で大手会社の営業勤務を経て、弊社の元顧問先元ホリー株式会社専務柘野隆史氏の紹介により来日結婚をして、現在はアアクスグループ株式会社の代表者を務めグループ全体を管理運営しています。

また日本遼寧総商会副会長を務め、華僑人脈による知人が多く、中には大連の富豪やオリンピック金メダリストとの交流もあります。ただ生活態度は、当事務所の規模相当に「中流階級」を自認しており、夫婦共に、余り華美な生活には興味がありません。

#### 3. アアクス堂上税理士事務所（どうがみ）

(1) 本店 東京都江東区豊洲 5-5-1-3001 豊洲シエルタワー

(2) 代表 堂上孝生（どうがみタカオ）

住所：東京都中央区月島

代表理事

薛 梅（Xue Mei, セツバイ）

住所：東京都中央区月島

- (3) 事業内容 税理士業及び記帳代行業  
 ※ 会計ソフト操作支援、領収書読取スキャナー操作支援
- (4) 規模 職員 15 名  
 うち、税理士 2 名、社会保険労務士 1 名、行政書士 1 名  
 ほか、士業業務については末尾「お断り」のとおり。
- (5) 特色 ① 税の赤ひげ君®を標ぼうする小規模企業向け税務支援  
 ② インターネット完結型「決算申告代行」サービス
- (6) 元入金（資本金） 5,000 万円
- (7) グループ企業  
 アアクスグループ株式会社
- (8) コミュニケーション  
 電話 03-5548-6007 代表  
 Fax: 03-5548-6008  
 e-Mail: [dogami@taxes.jp](mailto:dogami@taxes.jp)  
 携帯： 080-2253-5511（代表直通/ショートメール歓迎）  
 ZOOM 設備あり（Zoom 会議歓迎）

#### 4. アアクスグループ株式会社

1978 年設立で現在は、アアクス G の基幹法人としての事務所の周辺業務の運営を担っています。

- (1) 本店 東京都中央区月島  
 ※ 役員室は東京豊洲の税理士事務所内に置き税務はすべて豊洲で行っており、  
 税理士法違反はない。
- (2) 業務内容 経営コンサルティング
- (3) 資本金 1 千万円
- (4) 株 主 薛梅 100%
- (4) 役 員 代表取締役薛梅、代表取締役堂上孝生（単独共同代表制）  
 取締役会設置会社（取締役 3 名）  
 監査役設置会社（監査役 1 名）

#### 備考：（お断り）士業専管法制

税務代行は税理士（所属は弊社又は弊社提携先）が承ります

社会保険は社会保険労務士（所属は弊社又は弊社提携先）が承ります

登記は司法書士（所属は弊社又は弊社提携先）が承ります

遺産分割協議書等の一般法律事務代行は行政書士又は弁護士（所属は弊社又は弊社提携先）が承り

査証ビザ申請代行は東京入管局届出行政書士又は同届出弁護士（所属は弊社又は弊社提携先）が承り